

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第17号

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する
条例

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和46年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間、町長及び副町長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表で定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。